

## 4 破産者に対する債権

客員弁護士 二本松 利忠

### Q4-1 財団債権

私の勤務している株式会社A商店が先日破産手続開始決定を受けました。A商店は、以前から資金繰りに窮しており、私は4か月前から給料の支払を受けられないまま、破産手続開始の直前に退職しました。未支給となっている私の給料はどのような扱いを受けるのでしょうか。

#### A4-1

破産手続開始前の3か月分の給料について、財団債権として優先的に支払を受けることができます。残りの未払給料についても、優先的破産債権として、一般の破産債権よりも優先して支払を受けることができます。

#### 解説

- 1 破産者に対する債権(破産財団を引当てにする債権)は、大きく分けると財団債権と破産債権に区分され、異なる取扱いがなされる。そのうち、財団債権とは、破産手続によらないで、破産財団から随時弁済を受けることができる債権である(破産法(以下、「法」という。))2条7項)。財団債権は、①破産債権に先立って弁済され(法151条)、また、②破産債権と異なり、債権届出・調査・確定の手続や配当手続によることなく、随時、任意の方法により弁済される(法2条7項)という点で、破産債権に優先する。
- 2 破産法は、破産債権者の共同の利益のための出費に当たる債権や、債権の性質又は公益上の理由から優先させるべき債権を財団債権としている。代表的な財団債権は、①破産手続の遂行に必要な費用(破産財団の管理・換価・配当に関する費用、破産管財人に対する報酬等—法148条1項1号・2号)、②一定期間の租税債権(同項3号)、③一定期間の労働債権(未払給与・退職金等—法149条)である。③については、給与等が労働者及びその家族の生活の基盤となるもので保護の必要性が高いことが理由とされている。
- 3 破産者の使用人の給料債権は、破産者が法人であると個人であるにかかわらず、破産手続開始前に生じたもののうち3か月分が財団債権となる(法149

条1項)。ここにいう給料とは、労働の対価として使用者が労働者に支払うもので、賃金、時間外手当・家族手当・住宅手当、賞与その他名称のいかんを問わない。給料債権と同様に、退職金債権もその一部が財団債権とされる(同条2項)。給料債権・退職金債権で財団債権とされるもの以外の部分は、優先的破産債権となり(法98条1項)、一般破産債権に優先して支払われる。そして、優先的破産債権については配当手続による弁済が原則であるが、優先的破産債権に該当する労働債権(給料債権・退職金債権)については、労働者の生活維持を図るために特に必要があるときは、破産管財人が裁判所の許可を得て、配当手続より前に弁済すること(早期弁済)ができる(労働債権の弁済許可制度—法101条)。

- 4 ところで、事業主の倒産に伴い賃金・退職金が支払われないまま退職した労働者は、その請求により、未払賃金等の一定額を独立行政法人労働者健康安全機構(厚生労働省所管)から事業主に代わって弁済を受けることができる(「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づく未払賃金立替払制度)。立替払される金額は、退職日の6か月前の日から立替払の請求日の前日までに支払期日が到来している「定期賃金」及び「退職手当」のうち未払賃金総額又は定められた総額の限度額のいずれか低い額の8割相当分である。退職時の年齢に応じた上限額等の制限はあるが、破産財団が不足して労働債権に対する弁済や配当の見込みがないときや、破産財団の形成(財産の換価・回収等)に時間がかかるときは、この制度を利用するのが得策であろう。

### Q4-2 破産債権(その1)

私(X)は、取引先のA社との間で、売掛金の額について争いとなり、期限が過ぎても支払を受けられなかったところ、この度、裁判所から債権届出書の提出期間が定められたA社の破産手続開始決定通知を受けました。私はどのように対応したらよいのでしょうか。

#### A4-2

XのA社に対する売掛金債権は破産債権となり、A社の破産財団から配当を受けることとなります。Xは、配当を受けるために、裁判所の定める期間内に、所定の債権届出書を裁判所に提出しなければなりません。

#### 解説

- 1 破産債権とは、破産者に対し破産手続開始前の原

因に基づいて生じた財産上の請求権であり、財団債権に該当しないものをいう(法2条5項)。破産債権を行使するには、破産手続によらなければならない(法100条1項)。XのA社に対する売掛金債権は破産債権に該当する。

- 2 Xは、破産債権を有する者(破産債権者)として配当を受けるためには、裁判所の定めた債権届出期間内に、必要な資料(売買契約書、納品書等の証拠書類の写し等)を添付して、その債権の額及び原因等を記載した債権届出書を裁判所に提出する必要がある(法111条1項、破産規則32条)。

Xの届出債権について、債権の存否・額等の調査の結果、破産管財人がこれを認め、かつ、他の届出債権者に異議がない場合は、債権の存否・額等が届出どおり確定することになり(法124条1項)、これを基礎に配当が受けられることになる。これに対し、破産管財人が届出債権の存否・額等を認めない場合は(本問では、破産手続開始前から債権額に争いがあったので、破産管財人がXの届出どおり認めない可能性が高い)、Xは、破産管財人を相手方として、破産裁判所に対し、破産債権査定の上申立てを行う必要がある(法125条)。

上記破産債権査定の上申でXの主張が認められなかったときは、Xはさらに破産債権査定異議の訴えを提起することができる(法126条)。その場合は、裁判の結果に従って破産債権の存否・額等が確定することになる。

#### Q4-3 破産債権(その2)

私(X)は、取引先のAに頼まれ、AのB銀行に対する貸金債務の連帯保証人となりました。その後、Aは破産手続開始決定を受け、私は、B銀行から連帯保証債務の履行を要求され、B銀行に全額を弁済しました。私は弁済した分について求償を受けられるのでしょうか。

#### A4-3

Xは、保証債務を履行したことによる求償権を破産債権として破産財団に届け出ることができます。

#### 解説

- 1 破産債権として認められるためには、「破産手続開始前の原因に基づいて生じた請求権であること」が必要である(法2条5項)。破産が破産手続開始当時の財産を破産財団として引当てにして債務を清算するものであることに対応して、破産財団から配当を

受けられる破産債権の範囲も破産手続開始前の原因に基づいて生じた請求権に限定したものである。

「破産手続開始前の原因に基づいて生じた請求権であること」については、破産手続開始時に当該破産債権の発生原因のすべてが備わっている必要はなく、基本的な原因が備わっていれば足りると解されている。したがって、期限未到来の債権や将来の請求権であっても、その基本的な発生原因(例えば、契約)が破産手続開始前にあれば、破産債権と認められることになる。

- 2 債務者の破産手続開始前にその債務を保証する契約を締結した保証人が、破産手続開始後に保証契約に基づく弁済をして求償権が発生した場合、その具体的な求償権の発生は破産手続開始後であるが、当該求償権の発生基礎となる保証関係はその破産手続開始前に発生しているといえることができるので、当該求償権は破産債権に該当する(最判平成24年5月28日民集66巻7号3123頁)。なお、御池ライブラリーNo36(2012.10)永井弘二「無委託保証人の求償権による相殺と破産」参照。
- 3 本問において、保証債務の履行により発生したXの求償権は破産債権として取り扱われることになる。Xとしては、B銀行が債権届出をしていなければ、求償権について債権届出を行い、B銀行が既に届出をしていれば、その届け出た債権について代位したことにより名義変更の手続を行うことになる(法104条4項)。

#### Q4-4 別除権

A自動車販売会社は、Bとの間で、割賦払の約定で普通乗用自動車(本件自動車)をBに売却し、その売買代金を担保するために本件自動車の所有権をA社に留保する契約を締結しましたが、その際、X信販会社は、BのA社に対する売買代金債務を連帯保証する契約を締結しました。そして、本件自動車について、所有者をA社、使用者をBとする新規の自動車登録がなされました。その後、Bについて破産手続開始決定がなされ、Yが破産管財人に選任されましたが、X社はA社に対し、破産手続開始後、上記保証債務の履行として、売買代金残額を支払いました。

X社は、本件自動車の所有者の登録をA社としたままで、Yに対し、本件自動車の引渡しを求めることができるのでしょうか。

A4-4

X社は、Yに対し、別除権の行使として、本件自動車の引渡しを求めることができます。その場合、所有者の登録名義がA社のままでもかまいません。

解説

1 別除権とは、破産手続開始のときに、破産財団に属する財産について、特別の先取特権、質権又は抵当権を有する者が、これらの権利の目的である財産について破産手続によらないで行使できる権利である(法2条9項)。破産法は、担保権の把握する価値について優先弁済権を保護する趣旨で別除権を認めており、別除権を有する者(別除権者)は、破産手続によらずに担保権本来の行使方法によって権利を行使することができる(法65条)。これは、特定の財産から優先的に弁済を受けるという点で、破産財団全体から優先的に弁済を受ける財団債権と異なるものである。

2 非典型担保である所有権留保契約に基づく留保所有権も、別除権とされる(最判平成22年6月4日民集64巻4号1107頁等、通説)。したがって、留保所有権者は、債務者について破産手続が開始された場合、留保所有権に基づき、目的物の引渡しを受け、これを換価するなどして自己の債権に充当することができる。

保証人が買主である主たる債務を代位弁済した場合、債権者(売主)に留保されていた目的物の留保所有権の移転を受けて、これを別除権として行使できるか問題となるが、保証人は、代位弁済をしたことで法定代位により留保所有権を法律上当然に取得し(民法500条、501条)、主たる債務者について破産手続が開始された場合、保証人は、破産管財人に対して、留保所有権を別除権として行使することができる(最判平成29年12月7日金融法務事情2080号6頁)。

3 本問において、X社は、代位弁済によって、A社のBに対する売買代金債権及びこれを担保するための留保所有権を法律上当然に取得し、その場合、X社は、本件自動車について自己に登録名義がなくても(登録名義がA社のままでも)、別除権の行使として、留保所有権に基づき、Yに対して本件自動車の引渡しを請求することができる。詳しくは、本号長野浩三「自動車の所有権留保売買と倒産手続-最判平成29年12月9日金融法務事情1533号36頁」参照。